

伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、伊万里市の商業活性化を図るため、まちなかの持続的な賑わい創出に資することを目的として、伊万里市が別に指定する区域内において、空き店舗等を購入し、又は賃借して出店する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）、佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月22日付け経第2077号佐賀県産業労働部経営支援課長通知。以下「県要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 元の店舗が閉鎖し、営業する者が決まっていない状態の店舗、所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの店舗又は店舗として活用することが可能な者のいない住居又は倉庫をいう。
- (2) 空き店舗等改装費 新規出店に必要な空き店舗等の改装に係る経費をいう。ただし、建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産を除く。
- (3) 備品購入費 空き店舗等を活用して新規出店するために必要な備品の購入費をいう。
- (4) 移住起業者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 3年以上佐賀県外（以下「県外」という。）に居住していた者で、この補助金の交付決定した日の属する年度の前年度4月1日（以下「前年度基準日」という。）以降に県外から伊万里市内（以下「市内」という。）に住居を移した者（原則として住民票の異動日が前年度基準日以降である者）
 - イ 県外で培った知識及び経験等を活かして市内移住後に市内の空き店舗等で新規店舗を出店する者
 - ウ 県外における店舗運営や経営等の実務経験者又はそれと同等の経験を有すると判断される者

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 空き店舗等を購入し、又は賃借して新規出店する個人、団体又は法人であること
- (2) 市税を滞納していない者であること
- (3) 次のいずれにも該当する者でないこと
 - ア 出店しようとする空き店舗等において、深夜酒類提供飲食店営業以外の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者

イ 出店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合に、当該資格、許可等を有していない者

ウ 出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者

エ 出店しようとする空き店舗等の所有者の３親等以内の親族

オ 出店しようとする空き店舗等の購入元の３親等以内の親族

カ 週末のみ営業等の部分営業の店舗を出店しようとする者

キ 県外に本店のあるフランチャイズチェーン店等を出店しようとする者

ク 県内の既存店舗を閉店し、その後３年以内に新たに店を出店しようとする者

(4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

(補助対象経費及び補助率等)

第４条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、経費のうち次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 補助対象経費として明確に区分できない経費

(2) 空き店舗等が住居を兼ねる場合は、店舗に利用する部分と住居に利用される部分について、明確に区分できない部分に要する経費

(3) 他の補助金等の交付対象となる経費

(4) 補助金の交付決定前に要した経費

(5) 公租公課（消費税及び地方消費税等）

(6) その他市長が不相当と認める経費

２ 前項により算出した補助金額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第５条 規則第３条に規定する補助金等交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

(交付の条件)

第６条 規則第５条の規定により付する補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法令、規則、県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業を行うために締結する契約については、市内企業と契約するように努めること。ただし、市外企業との契約締結が望ましい場合は、県内企業と契約するように努めること。

(3) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更を及ぼさない場合において、補助対象経費の３０％以内の変更である場合又は補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合は、この限りでない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。
- (7) 補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情の変更により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合など、特別な必要が生じたときは、市長が補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (8) 補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがあること。
- (9) 補助金の交付決定後、補助事業者が第３条に規定する要件を満たさないことが判明したときは、前号の規定を準用する。
- (10) 補助事業の完了後、出店後の店舗での営業の様子を市へ提供し、その公表に協力すること。
- (11) 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後３年間、様式第１１号により経営状況について市へ報告すること。
- (12) 補助事業者は、補助事業により取得した器具、備品その他これらに類する財産（以下「取得財産等」という。）のうち、１件当たりの価格が税抜１０万円以上のものについて、様式第１２号に定める取得財産等管理台帳を備え、管理すること。

（決定の通知）

第７条 規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第２号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第８条 規則第７条に規定による申請の取り下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日から１０日間とする。

（補助事業の変更）

第９条 規則第８条第１項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第３号のとおりとする。

２ 規則第８条第３項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第４号のとおりとする。

（状況報告）

第１０条 規則第１０条に規定する事業遂行状況報告書は、様式第５号のとおりとする。

（実績報告）

第１１条 規則第１２条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第６号のとおりとし、その提出期限は、別に定める。

（補助金の額の確定）

第 12 条 規則第 13 条に規定する補助金等確定通知書は、様式第 7 号のとおりとする。

(補助金の交付)

第 13 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 8 号のとおりとする。

2 規則第 15 条第 2 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 9 号のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 18 条に規定する財産は、それぞれ 1 件当たりの取得価格が税抜 10 万円以上の取得財産等とする。

2 規則第 18 条ただし書きの規定による財産処分の制限とする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 10 号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
移住起業者 向け改装費 補助事業	空き店舗等改装費 ※建物に付帯するものを対象 とし、備品等の動産は含まな い。	補助対象経費の2／3 以内とする。	1 補助事業者につ き1, 500千円 を限度とする。
移住起業者 以外改装費 補助事業	空き店舗等改装費 ※建物に付帯するものを対象 とし、備品等の動産は含まな い。	補助対象経費の2／3 以内とする。	1 補助事業者につ き1, 000千円 を限度とする。
備品購入費 補助事業	備品購入費 ※建物に付帯するもの以外の ものの購入費（設置費用含 む。）のうち、1件当たりの 取得価格が5万円以上のもの	補助対象経費の2／3 以内とする。	1 補助事業者につ き1, 000千円 を限度とする。

備考

- 1 移住起業者向け改装費補助事業又は移住起業者以外改装費補助事業の採択事業者は、備品購入費補助事業の採択事業者となることはできない。
- 2 備品購入費補助事業の採択事業者は、移住起業者向け改装費補助事業又は移住起業者以外改装費補助事業の採択事業者となることはできない。

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり伊万里市地域商業活性化支援事業を実施したいので、伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金 金 円を交付されるよう伊万里市補助金等交付規則第 3 条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補 助 事 業 の 名 称 及 び 区 分	
事業の目的及び内容	
補助金交付申請額	円
添 付 書 類	・ 事業計画書（様式第 1 号別紙 1） ・ 補助事業に係る収支予算書（様式第 1 号別紙 2） ・ 誓約書（県要綱様式第 1 号―別紙 6） ・ 納税状況等確認同意書（様式第 1 号別紙 3） ・ 設計図及び配置図 ・ 見積書 ・ 見積り合わせや入札等の実施を確認できる書類 （見積り合わせや入札等を実施できない場合はその理由を示した書） ・ 県外企業と契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領様式 2 県外企業と契約する理由書 ・ 工事着工前の写真 ・ 伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱別表（第 4 条関係）移住起業者にに基づく申請の場合は、履歴付き住民票の写し

※補助事業者が地方自治法第 1 5 7 条第 1 項に規定する公共的団体（商工会議所、特定非営利活動法人、公益法人など）等の場合は県要綱様式第 1 号別紙 6 及び様式第 1 号別紙 3 の提出を不要とする。

事業計画書

事業名・区分	☐ 移住起業者向け改装費補助事業 ☐ 地域商業活性化支援事業 ☐ 移住起業者以外改装費補助事業 ☐ 備品購入費補助事業
出店場所（住所） 店舗名	
出店者氏名 連絡先	
取扱い商品 サービス内容	
事業の効果 ※区分が「移住起業者向け改装費補助事業」の場合は、移住起業者に該当する根拠を記入すること。	
事業完了予定年月日	
出店スケジュール	

(注) 1 適宜、表を追加して記載すること。

収支予算書

(1) 収入 (単位 : 円)

項目	予算額	備考
市補助金		伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金
自己資金		
借入金		
合計		

(2) 支出 (単位 : 円)

項目	予算額 ※補助対象経費(税抜)	備考
合計		

※経費の内容が分かる資料（見積書等）を添付してください。

様式第 1 号 別紙 3 (第 5 条関係)

納税状況等確認同意書

私は、伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金において、伊万里市長が市税の課税状況及び納付(納入)状況について確認することに同意します。

調査の結果、滞納等がある場合は、交付決定がされないことについて異議ありません。

記

- 1 調査対象：伊万里市が課税する本社・支社等の市税すべての課税状況及び納付(納入)状況
- 2 使用目的：伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金

年 月 日

伊万里市長 様

(納税義務者)

住所

氏名

㊞

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長 印

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、伊万里市補助金等交付規則第 6 条及び伊万里市地域商業支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称 及 び 区 分	
補助事業の目的及び内容	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 の 条 件	

年 月 日

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金について、下記の理由により変更（中止・廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、伊万里市補助金等交付規則第 8 条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更（中止・廃止）理由

※ 1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕を削除すること。

※ 2 関係書類とは、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるようにすること

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長 印

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付変更通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金は、伊万里市補助金等交付規則第 8 条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補 助 事 業 の 名 称 及 び 区 分	
補助事業の変更の内容	
変 更 の 理 由	

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知があった伊
万里市地域商業活性化支援事業の遂行状況について、伊万里市補助金等交付規則
第10条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定
により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業遂行状況（別紙）

2 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第5号 別紙（第10条関係）

事業遂行状況報告書
(年 月 日現在)

1 事業の状況

2 収支の状況

○収入の部

(単位：円)

項目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
市補助金				
自己資金				
借入金				
合計				

○支出の部

(単位：円)

項目	予算額 ※補助対象経費(税抜)	支出済額	支出未済額	備考
合計				

3 その他参考資料（事業の進捗状況が分かるもの）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知があった伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、伊万里市補助金等交付規則第 1 2 条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補 助 事 業 の 名 称 及 び 区 分	
事業の完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	・ 事業実績書（様式第 6 号別紙 1） ・ 収支決算書（様式第 6 号別紙 2） ・ 補助対象経費の契約額を証する書類（契約書、請求書等の写し） ・ 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書又は支払いが分かる書類の写し） ・ 事業実施を確認できる施工写真等 ・ その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号 別紙 1（第 1 1 条関係）

事業実績書

事業名・区分	地域商業活性化支援事業 ☐ 移住起業向け改装費補助事業 ☐ 移住起業以外改装費補助事業 ☐ 備品購入費補助事業
出店場所（住所） 店舗名	
出店者氏名 連絡先	
取扱い商品 サービス内容	
事業の効果	
事業完了年月日	
出店スケジュール	

（注） 1 適宜、表を追加して記載すること。

様式第6号 別紙2 (第11条関係)

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

項目	決算額	備考
市補助金		伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金
自己資金		
借入金		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目	決算額 ※補助対象経費(税抜)	備考
合計		

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

印

伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、伊万里市補助金等交付規則第 1 3 条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

交 付 決 定 年 月 日	第 号 年 月 日
補助金の交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
補助金の交付確定金額	円

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう伊万里市補助金等交付規則第 1 5 条第 1 項及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫 支店		
口座種目	普通・当座	口座番号	

備考 債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。

添付書類

- ・振込先口座の通帳の写し
（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金のうち、下記金額を概算払で交付されるよう伊万里市補助金等交付規則第15条第2項及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

記

概算払請求額	金	円
内訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫 支店		
口座種目	普通・当座	口座番号	

備考 債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。

添付書類

- ・振込先口座の通帳の写し
（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）

様式第 10 号（第 14 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所
氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け商第 号により（変更）交付決定通知があった 年度伊万里市地域商業活性化支援事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、伊万里市補助金等交付規則第 18 条及び伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

住 所

氏 名

年度伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付後営業状況等報告書

伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 1 1 号の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 店舗情報

店舗名称

サービス内容

2 現在の営業状況

営業日

営業時間

3 今年度の営業実績

1 年間の売上高 百万円

平均来店数 毎（日・週・月）

※要選択

約 人

様式第 1 2 号（第 6 条関係）

申請者 住 所

氏 名

作成日 年 月 日

伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金取得財産等管理台帳

区分	財産名 (取得年月日)	型式等	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所

（記載注意事項）

- 1 記載の対象となる取得財産等は、取得価格が税抜 1 0 万円以上のものとする。
- 2 数量は、同一型式等であれば一括して記載して差支えない。
- 3 単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。